

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

【本 題】企業年金・iDeCo等の概況について（2025年3月末現在） ..... P1

【コラム】令和7年度税制改正の大綱におけるDC老齢給付金（一時金）受給時の課税措置の変更について P7

企業年金・iDeCo等の概況について（2025年3月末現在）

1. はじめに

企業年金制度等の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、信託協会や国民年金基金連合会等からも受託または加入等の概況が公表されています。今月号はこれらの公表データ等をもとに、企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型)）、iDeCo（確定拠出年金(個人型)）、iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の概況を、2025年3月末現在のデータを中心に紹介します。なお、各数値は端数処理等の関係で合計が一致しないケースやデータ収集上、年度により出所が異なったものを同列に表示しているケース等があります。

2. 企業年金の2025年3月末現在の概況

(1) 給付建て(確定給付型)制度

「企業年金（確定給付型）の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめられているものです。2025年3月末現在の概況は、＜図表1＞の通りです。

＜図表1＞企業年金(確定給付型)の受託概況（2025年3月末現在）

|              |        | 受託件数<br>(基金、件) | 資 産 残 高 (時価) |        |             | 加入者数<br>(万人) |
|--------------|--------|----------------|--------------|--------|-------------|--------------|
|              |        |                | (億円)         | 構成比    | 対前年比<br>増減率 |              |
| 厚生年金<br>基金   | 信託銀行   | 4              | 148,648      | 96.6%  | ▲4.2%       | 11           |
|              | 生保会社   | —              | 5,280        | 3.4%   | ▲7.3%       | —            |
|              | 小 計    | 4              | 153,929      | 100.0% | ▲4.3%       | 11           |
| 確定給付<br>企業年金 | 信託銀行   | 3,735          | 515,401      | 74.9%  | ▲2.3%       | 611          |
|              | 生保会社   | 7,623          | 168,235      | 24.5%  | ▲1.6%       | 268          |
|              | JA 共済連 | 295            | 4,334        | 0.6%   | ▲0.5%       | 7            |
|              | 小 計    | 11,653         | 687,972      | 100.0% | ▲2.1%       | 887          |
| 合 計          |        | 11,657         | 841,901      | —      | ▲2.5%       | 899          |

※ 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

※ 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

※ 企業年金連合会の厚生年金基金関連の積立金を含む。

※ 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

※ 生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(令和7年3月末現在)

2025年3月末時点の状況をみると＜図表1＞、厚生年金基金は基金数4件（前年度と同じ）、加入員数11万人（前年度と同じ）となっています。また、確定給付企業年金は、制度数11,653件（前年比▲141

件)、加入者数 887 万人(前年比▲16 万人)となっています。制度数は 13 年連続して減少、資産残高は 2020 年からの 3 年程は同程度の水準で推移した後に昨年度は増加しましたが、2025 年 3 月末時点の資産残高は 68 兆 7,972 億円(前年比▲1 兆 5,334 億円)と減少しています。＜図表 3＞＜図表 4＞

(2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金(企業型)については＜図表 2＞、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「確定拠出年金(企業型)の統計概況」が公表されています。2025 年 3 月末時点では、規約数 7,434 件(前年比+212 件)、資産額 23 兆 6,894 億円(前年比+9,833 億円)、加入者数 862 万人(前年比+32 万人)と前年から増加しています。＜図表 3＞＜図表 4＞

＜図表 2＞確定拠出年金(企業型)の統計概況 (2025 年 3 月末現在、速報値)

|             | 規 約 数 |         | 資産額(時価) |         | 加入者数 |         |
|-------------|-------|---------|---------|---------|------|---------|
|             | (件)   | 対前年比増減率 | (億円)    | 対前年比増減率 | (万人) | 対前年比増減率 |
| 確定拠出年金(企業型) | 7,434 | 2.9%    | 236,894 | 4.4%    | 862  | 3.8%    |

※ 記録関連運営管理機関 4 社(SBI ベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパン DC 証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成。

※ 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(令和 7 年 3 月末現在)

＜図表 3＞企業年金等の制度数・加入者数等の推移 (加入者数:万人)

| 年度末  | 厚生年金基金 |       | 確定給付企業年金 |      | 確定拠出年金(企業型) |      | iDeCo |
|------|--------|-------|----------|------|-------------|------|-------|
|      | 制度数    | 加入者数  | 制度数      | 加入者数 | 規約数         | 加入者数 | 加入者数  |
| 2001 | 1,737  | 1,087 | —        | —    | 70          | 9    | —     |
| 2002 | 1,656  | 1,039 | 15       | 3    | 361         | 33   | 1     |
| 2003 | 1,357  | 835   | 316      | 135  | 845         | 71   | 3     |
| 2004 | 838    | 615   | 992      | 314  | 1,402       | 126  | 5     |
| 2005 | 687    | 531   | 1,430    | 384  | 1,866       | 173  | 6     |
| 2006 | 658    | 522   | 1,940    | 430  | 2,313       | 219  | 8     |
| 2007 | 626    | 478   | 3,099    | 506  | 2,710       | 271  | 9     |
| 2008 | 617    | 466   | 5,008    | 570  | 3,043       | 311  | 10    |
| 2009 | 608    | 456   | 7,405    | 647  | 3,301       | 340  | 11    |
| 2010 | 595    | 447   | 10,053   | 727  | 3,705       | 371  | 12    |
| 2011 | 577    | 437   | 14,985   | 801  | 4,135       | 422  | 14    |
| 2012 | 560    | 420   | 14,692   | 796  | 4,247       | 439  | 16    |
| 2013 | 531    | 405   | 14,296   | 788  | 4,434       | 464  | 18    |
| 2014 | 444    | 361   | 13,883   | 782  | 4,635       | 505  | 21    |
| 2015 | 256    | 254   | 13,661   | 795  | 4,964       | 548  | 26    |
| 2016 | 110    | 140   | 13,507   | 826  | 5,349       | 591  | 43    |
| 2017 | 36     | 57    | 13,284   | 901  | 5,825       | 648  | 85    |
| 2018 | 10     | 17    | 12,952   | 940  | 6,161       | 688  | 121   |
| 2019 | 8      | 16    | 12,596   | 940  | 6,435       | 723  | 156   |
| 2020 | 5      | 12    | 12,358   | 933  | 6,608       | 747  | 194   |
| 2021 | 5      | 12    | 12,108   | 930  | 6,826       | 782  | 239   |
| 2022 | 5      | 12    | 11,928   | 911  | 7,040       | 805  | 290   |
| 2023 | 4      | 11    | 11,794   | 903  | 7,222       | 830  | 328   |
| 2024 | 4      | 11    | 11,653   | 887  | 7,434       | 862  | 363   |

※ 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表 1 および図表 2 の数値とは必ずしも一致しない。ただし、2021 年度以降は「企業年金(確定給付型)の受託概況」「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について」の集計値。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(令和 7 年 3 月末現在)

iDeCo 公式サイト(国民年金基金連合会)

### 3. 企業年金の推移(時系列)

#### (1) 制度数の推移

わが国の企業年金における 2001 年度以降の制度数の推移をみると＜図表 3＞、厚生年金基金は減少を続け 4 基金となりました。確定給付企業年金は、適格退職年金からの移行措置が終了した 2012 年度末以降、制度数は一貫して減少しています。

一方、確定拠出年金（企業型）は、一貫して増加しています。この背景として、昨今の年金改正により、ポータビリティの拡充・脱退一時金支給要件緩和・拠出限度額の見直し・加入要件緩和等、加入者の利便性向上が図られてきていることもあるのではないかと考えられます。

#### (2) 加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、＜図表 3＞の通りです。2024 年度末（2025 年 3 月末）の企業年金全体の加入者総数は約 1,760 万人（前年度比＋16 万人）となっています。

厚生年金基金の加入員数が 11 万人と前年度と同じ、確定給付企業年金が 887 万人と前年度比で 16 万人減少、確定拠出年金（企業型）が 862 万人と前年比で 32 万人増加となりました。重複加入が一部含まれているものの、全体では増加していると考えられます。

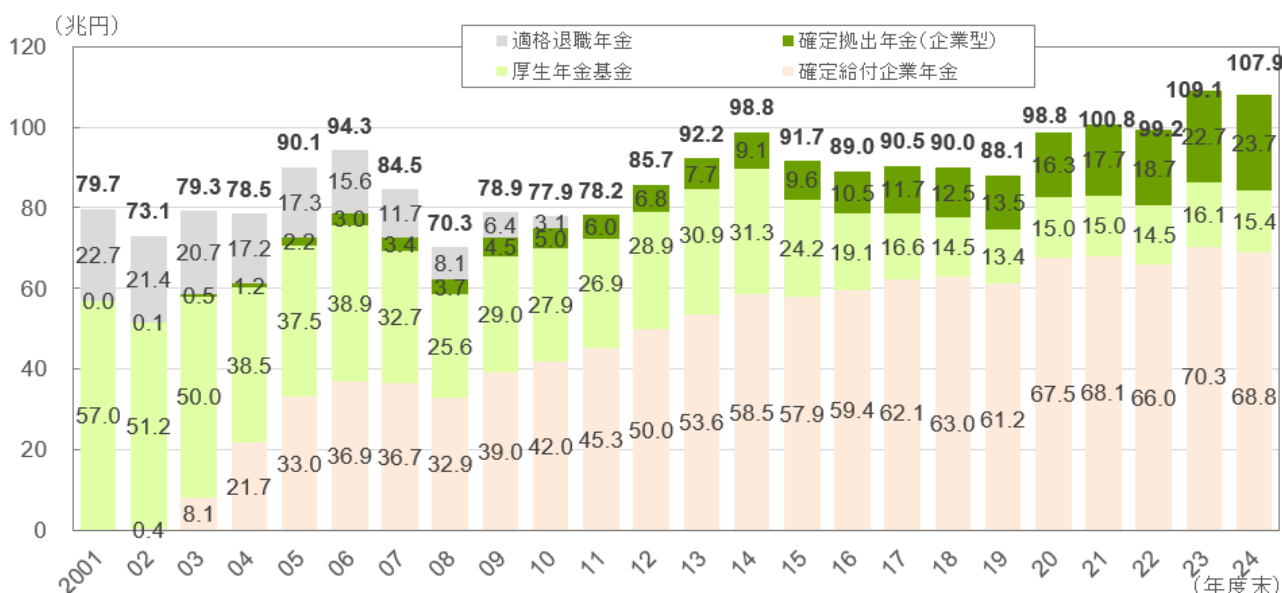
とはいえ、企業年金全体の加入者総数は、ピーク時（1995 年度末で 2,571 万人）に比べると、約 68%の水準に過ぎません。引き続き、増加の傾向が続くことが期待されます。

#### (3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、＜図表 4＞の通りです。企業年金の資産残高総額は、2019 年度まではやや減少傾向にありましたが、運用環境が変化したこともあり増加傾向にあります。なお、確定拠出年金（企業型）は、加入者数あるいは規約数の増加等＜図表 3＞を受けて資産残高がずっと増加しています。

資産残高を制度別にみると、給付建て（確定給付型）制度である確定給付企業年金および厚生年金基金が全体の約 78%を占めています。

＜図表 4＞企業年金の資産残高の推移（2001 年度末以降）



（出所）・適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金は、信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」による。

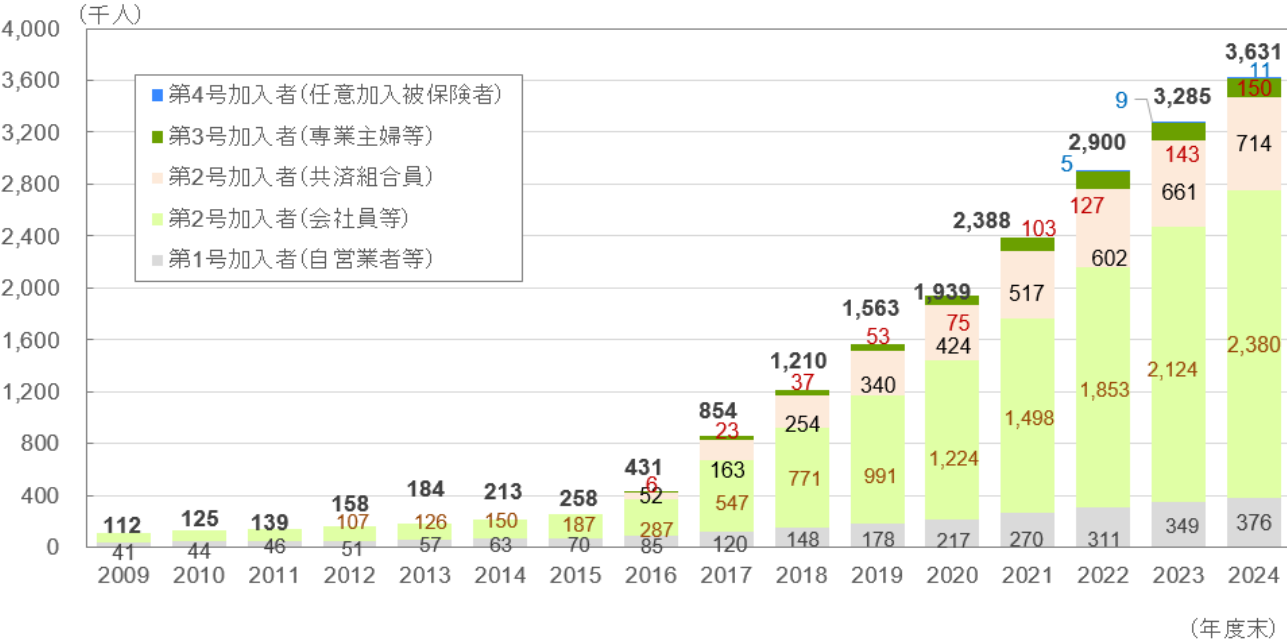
・確定拠出年金（企業型）は、2017 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2018 年度以降は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」による。

### 4. 個人型確定拠出年金(iDeCo)の概況

個人型確定拠出年金（iDeCo）は、2017 年 1 月の法令改正により、加入対象がほぼ全ての公的年金被保険者に拡大されました。また 2022 年 10 月の法令改正では、加入要件が緩和されました。iDeCo の加入者

数は、2017 年度末から 8 年連続で 30 万人以上の増加が続いています。2022 年度からは、第 4 号加入者の数値が発表されるようになりました。＜図表 5＞

＜図表 5＞個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移（2006 年度末以降）



（出所）2020 年度までは厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、  
2021 年度から国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」等を基に、りそな年金研究所作成。

2024 年度末（2025 年 3 月末）時点の加入者数の内訳をみると＜図表 6＞、第 1 号加入者（自営業者等）が 376,099 人（前年度比+27,057 人）、第 2 号加入者（サラリーマン等）が 3,093,450 人（前年度比+308,602 人）となっています。

公的年金被保険者数に占める iDeCo の加入割合をみると、公的年金被保険者のほぼ全てが iDeCo の加入対象者となった 2017 年 1 月から 1 年以上経過した 2018 年 3 月末時点では 1.27%だったものが、2025 年 3 月末には 5.38%まで増加しています。加入者区分別でみると、第 2 号加入者は 6.52%であるのに対し、第 1 号加入者は 2.79%・第 3 号加入者は 2.34%と増加はしているものの、あまり普及が進んでいない様子がうかがえます。

なお、2022 年度から、第 4 号加入者（国民年金の任意加入被保険者）の数値が発表されるようになりました。2022 年 5 月 1 日を改正施行日とする法令改正で、新たに iDeCo に加入が可能になった「国民年金の任意加入被保険者」ですが、割合だけをみると第 1 号加入者や第 3 号加入者よりも大きい割合となっています。

＜図表 6＞iDeCo の加入者数の内訳および公的年金被保険者数に占める割合

| 加入者区分                |                                | 第1号加入者  | 第2号加入者    | 第3号加入者  | 第4号加入者 | 全 体       |
|----------------------|--------------------------------|---------|-----------|---------|--------|-----------|
| 2023 年<br>3 月末<br>時点 | ①iDeCo 加入者数 (人)                | 311,410 | 2,455,635 | 127,491 | 5,082  | 2,899,618 |
|                      | ②公的年金被保険者数 (万人)                | 1,385   | 4,618     | 721     | 20     | 6,744     |
|                      | 加入割合(=①/②)                     | 2.25%   | 5.32%     | 1.77%   | 2.54%  | 4.30%     |
| 2024 年<br>3 月末<br>時点 | ①iDeCo 加入者数 (人)                | 349,042 | 2,784,848 | 142,578 | 8,503  | 3,284,971 |
|                      | ②公的年金被保険者数 (万人)                | 1,366   | 4,672     | 686     | 21     | 6,745     |
|                      | 加入割合(=①/②)                     | 2.56%   | 5.96%     | 2.08%   | 3.83%  | 4.87%     |
| 2025 年<br>3 月末<br>時点 | ①iDeCo 加入者数 (人)                | 376,099 | 3,093,450 | 149,823 | 11,484 | 3,630,856 |
|                      | ②公的年金被保険者数 <sup>(注)</sup> (万人) | 1,347   | 4,746     | 641     | 21     | 6,755     |
|                      | 加入割合(=①/②)                     | 2.79%   | 6.52%     | 2.34%   | 5.47%  | 5.38%     |

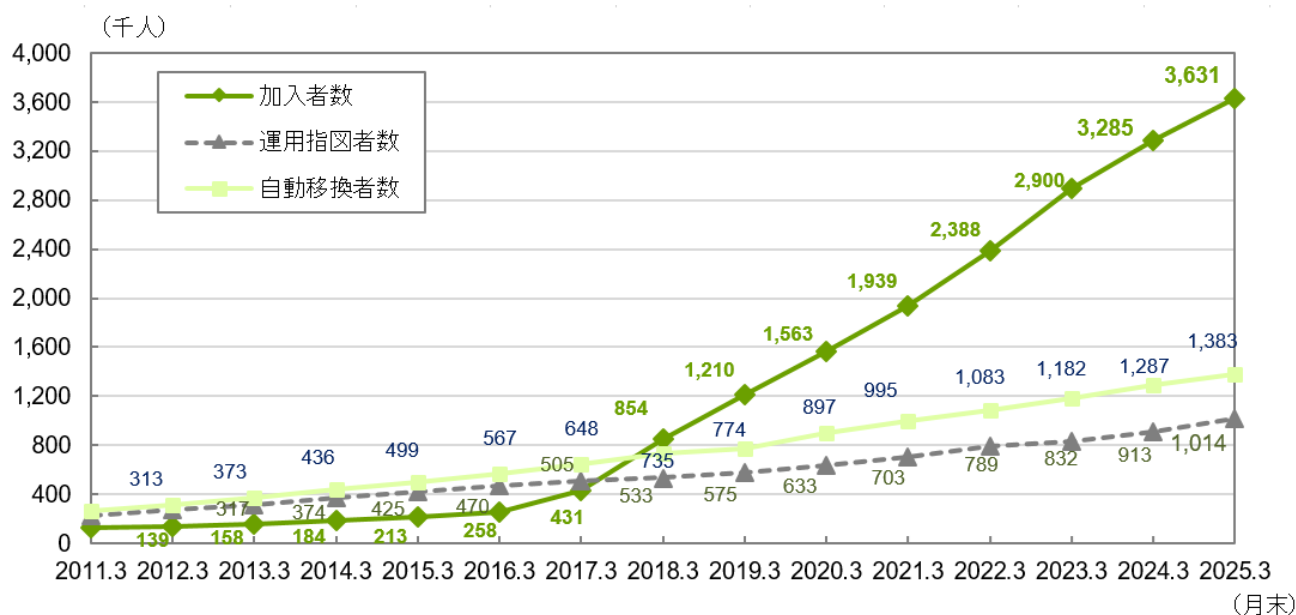
（注）一部、暫定値を含む

（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」、  
厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」「国民年金の加入・納付状況」を基に、りそな年金研究所作成。



企業型 DC の加入者の増加に伴い、自動移換者数と運用指図者数も増加してきています。＜図表 7＞

＜図表 7＞iDeCo の加入者数・運用指図者数・自動移換者数の推移（2011 年 3 月末以降）

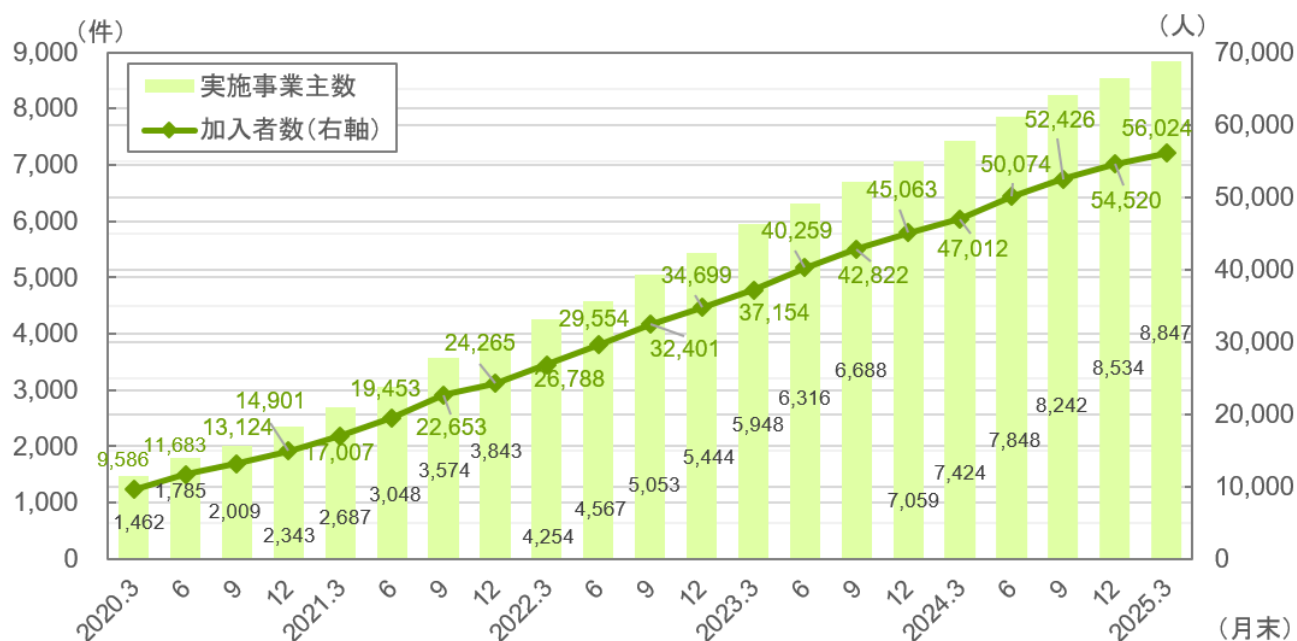


(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成。

iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は、2018 年 5 月に施行以降、2022 年 2 月からは対象となる従業員の範囲が 100 名から 300 名に拡大されたこともあり、＜図表 8＞のとおり着実に増えており、2025 年 3 月末現在 56,024 人となっています。

iDeCo+は企業年金がない企業でのみ実施可能な制度ですが、2018 年 5 月の施行以降、企業年金を新たに実施する場合（企業型 DC や規約型 DB を実施する場合の他、総合型の DB 基金の実施事業所となる場合なども含みます。）には、実施していた iDeCo+は終了しなければなりません。

＜図表 8＞iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の実施事業主数・加入者数の推移



※ 加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※ 事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成

## 5. 確定拠出年金の運用商品選択状況

次に、確定拠出年金の運用商品選択状況（割合）について見てみます。＜図表9＞＜図表10＞  
企業型 DC・iDeCo のどちらも資産の管理は企業単位ではなく個別口座により行われておりますが、運営管理機関連絡協議会の資料を見ると加入者全体の姿が見えてきます。

企業型 DC・iDeCo とともに、個々の加入者が運用している商品（資産残高ベース）は、元本確保型は減少しており、投資信託等が7割近くを占めるようになっていきます。

投資信託・金銭信託等の中で最も運用商品選択状況（割合）が大きいのは、企業型 DC・iDeCo とともに外国株式型となっています。

＜図表9＞企業型 DC の個々の加入者の運用商品選択状況（割合）

|          |        |         | 投資信託・金銭信託等 |          |          |          |          |          |         |        | 処理待機資金等(%) | 資産額計<br>(兆円) |
|----------|--------|---------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|------------|--------------|
|          | 預貯金(%) | 保 險 (%) |            | 国内株式型(%) | 国内債券型(%) | 外国株式型(%) | 外国債券型(%) | バランス型(%) | MMF (%) | その他(%) |            |              |
| 2021.3 末 | 31.7   | 13.3    | 54.8       | 13.2     | 5.2      | 12.4     | 4.0      | 18.9     | 0.0     | 1.1    | 0.2        | 16.3         |
| 2022.3 末 | 29.4   | 12.0    | 57.9       | 12.5     | 4.8      | 16.0     | 3.9      | 19.5     | 0.0     | 1.3    | 0.6        | 17.8         |
| 2023.3 末 | 28.3   | 11.4    | 59.8       | 12.8     | 4.5      | 17.1     | 4.0      | 20.1     | 0.0     | 1.3    | 0.5        | 18.8         |
| 2024.3 末 | 23.0   | 9.2     | 67.3       | 15.3     | 3.6      | 22.3     | 4.0      | 20.8     | 0.0     | 1.3    | 0.5        | 22.7         |

※ 資産額の割合(%)で表示のため、0.0であっても資産額は存在する

※ 投資信託・金銭信託等のうち投資対象が REIT、自社株、コモディティ等の場合「その他」に分類

(出所)運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」を基に、りそな年金研究所作成

＜図表10＞iDeCo の個々の加入者の運用商品選択状況（割合）

|              | 投資信託・金銭信託等 |            |      |              |              |              |              |              |            |            | 処理待機資金等(%) | 資産額計<br>(兆円) |
|--------------|------------|------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|--------------|
|              | 預貯金(%)     | 保 險<br>(%) |      | 国内株<br>式型(%) | 国内債<br>券型(%) | 外国株<br>式型(%) | 外国債<br>券型(%) | バラン<br>ス型(%) | MMF<br>(%) | その<br>他(%) |            |              |
| 2021.<br>3 末 | 31.2       | 13.1       | 55.3 | 12.6         | 3.2          | 18.0         | 3.3          | 15.1         | 0.1        | 3.0        | 0.5        | 2.9          |
| 2022.<br>3 末 | 27.4       | 10.3       | 61.1 | 11.3         | 2.8          | 24.5         | 3.2          | 15.9         | 0.0        | 3.3        | 1.2        | 3.7          |
| 2023.<br>3 末 | 25.6       | 8.6        | 64.5 | 11.3         | 2.5          | 27.7         | 3.3          | 16.4         | 0.0        | 3.2        | 1.3        | 4.4          |
| 2024.<br>3 末 | 19.5       | 6.1        | 73.2 | 12.8         | 1.9          | 35.9         | 3.2          | 16.3         | 0.0        | 3.1        | 1.2        | 6.2          |

※ 資産額の割合(%)で表示のため、0.0であっても資産額は存在する

※ 投資信託・金銭信託等のうち投資対象が REIT、自社株、コモディティ等の場合「その他」に分類

(出所)運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」を基に、りそな年金研究所作成

## ＜ご参考資料＞

企業年金（確定給付型）の受託概況（2025 年 3 月末現在）

- ・信託協会 [https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202506/corporate\\_pension\\_20250604.pdf](https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202506/corporate_pension_20250604.pdf)
- ・生命保険協会 [https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250604\\_1.pdf](https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250604_1.pdf)
- ・JA 共済連 <https://www.ja-kyosai.or.jp/news/2025/20250604.html>

確定拠出年金（企業型）の統計概況（2025 年 3 月末現在）

- ・信託協会 [https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202506/defined\\_contribution\\_pension\\_20250604.pdf](https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202506/defined_contribution_pension_20250604.pdf)
- ・生命保険協会 [https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250604\\_2.pdf](https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250604_2.pdf)

（りそな年金研究所 宮崎 里奈）

## 令和 7 年度税制改正の大綱における DC 老齢給付金（一時金）受給時の課税措置の変更について

今回のコラムのテーマは、「令和 7 年度税制改正の大綱」（以下、「税制大綱」といいます）（※1）における確定拠出年金（DC）の課税措置の変更に関する、とある信託銀行の新任担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：昨年 12 月 27 日に閣議決定された税制大綱では、DC に関していくつか明記されていましたが、企業型 DC のお客様から、税制大綱で示された事項のうち、企業型 DC の加入者に説明しておくべきことは何かといった問い合わせがありました。企業型 DC の加入者に影響のある事項といえは、拠出限度額の引上げが挙げられるかと思いますが、他にもご案内する事項があれば教えてください。

B課長：そうですね。今回の税制大綱では、老後の資産形成を促進するため拠出限度額が全体的に引き上がる一方で、出口部分である受給時の課税措置が一部見直されることとなりました。受給時の課税措置の変更は、加入者の受け取り方法の選択に大きく影響しますので、よく理解しお客様にご案内してください。複数の退職金等を一時金で受け取るケースのうち、iDeCo や企業型 DC の老齢給付金を一時金で受給（以下、「DC 一時金」といいます）し、翌年以降に企業の退職一時金等を受け取った場合が見直しの対象となります。ところで、DC 一時金や企業の退職一時金を受け取る際の課税措置については理解していますか？

Aさん：はい。DC 一時金や退職一時金は退職所得に分類され、勤続期間（DC 一時金の場合は掛金払込期間に読み替えます。以下同じ。）により算定される退職所得控除額を差し引いた残りの 2 分の 1（※2）が課税対象となります。また、複数の一時金を受け取り、かつ退職所得控除額算定の基礎となる勤続期間に重複する部分がある場合は、重複期間分を除いて退職所得控除額を計算します。

B課長：その通りです。定年年齢が 65 歳以上の企業で、定年前に DC 一時金を受け取った場合は、退職前であっても「みなし退職所得」として退職所得に分類されます。退職一時金を受け取る前年以前「4 年」内に DC 一時金を含む別の一時金を既に受け取っている場合、退職一時金の受給時は、重複する部分を除いた勤続期間で退職所得控除額を計算します。例えば、62 歳で DC 一時金を、その後 65 歳で退職一時金を受け取ると、退職一時金の受給時は、退職所得控除算定の基礎となる勤続期間から DC 一時金の掛金払込期間と重複する部分を除いて退職所得控除額を計算します。それが税制大綱により、2026（令和 8）年 1 月以降に受け取る退職一時金からは、＜図表 1＞の通り、先に受け取るのが DC 一時金の場合に限り、課税の公平性の観点から、対象期間が従来の前年以前「4 年」内から、前年以前「9 年」内に拡大されることとなりました。（※2）

（※1）「令和 7 年度税制改正の大綱」（財務省ホームページ）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)

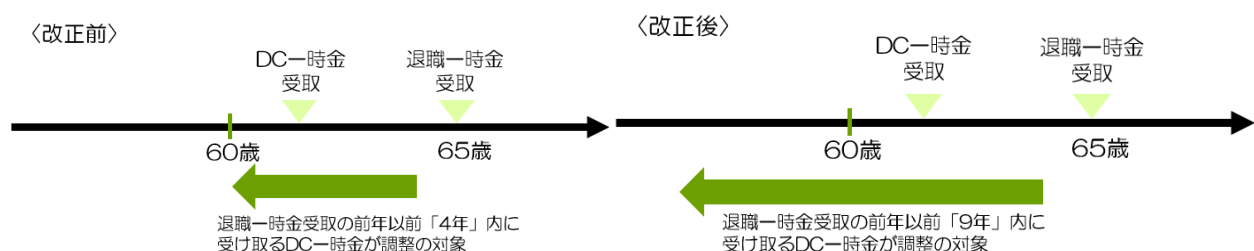
拠出限度額引上げ関連：P.14, 15 退職所得控除関連：P.16, 19

（※2）退職所得の計算において、次の場合は「×1/2」の適用はありません。

- ・勤続 5 年以下の役員等の退職手当等
- ・勤続 5 年以下の役員等以外の人で、退職金額から退職控除額を差し引いた額のうち 300 万円を超える部分

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1420.htm>

### ＜図表 1＞税制大綱における退職所得控除の改正



A さん：つまり、DC 一時金を 60 歳で受け取ると、70 歳未満で受け取る退職一時金については勤続期間が重複する部分を除いて退職所得控除額が計算されるということですね。

B 課長：その通りです。

A さん：では、DC 一時金と退職一時金を同年に受給する場合や、退職一時金受給の翌年以降に DC 一時金を受け取る場合はどうなるのでしょうか？

B 課長：同年の場合は、DC 一時金と退職一時金のどちらか長い方の勤続期間で退職所得控除額を算出します。ただし、重複しない期間がある場合は、その期間を加算して計算します。退職一時金が先のケースでは、DC 一時金受取の前年以前「19 年」内であった場合に、重複する勤続期間を除いて退職所得控除額を計算します。DC 一時金の受取は 75 歳までに行う必要があるため、先に退職一時金を受け取ると多くのケースが対象となります。これについては、本紙 2022（令和 4）年 5 月号（No.649）でも既報の通り、2022（令和 4）年 4 月の確定拠出年金法の改正により DC 一時金の受取可能期間が 70 歳から 75 歳に引き上げられたことに伴い、旧来の前年以前「14 年」内から前年以前「19 年」内に拡大されています。今回の税制改正についても、2021（令和 3）年 4 月に高年齢者雇用安定法が改正され、＜図表 2＞の通り、70 歳までの定年引上げや 70 歳までの継続雇用制度の導入など、図表 2 に記載のいずれかの措置を講じることが努力義務となり、退職一時金の受取年齢が 60 歳超となる企業が増えたことも影響していると考えられます。

#### ＜図表 2＞ 改正高年齢者雇用安定法(2021(令和 3)年 4 月 1 日施行)

##### 【改正前】 65歳までの雇用機会の確保（義務）

- ①65歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③65歳までの継続雇用制度の導入
- ⇒①～③のいずれかを講ずることを義務付け



##### 【改正後】 70歳までの就業機会の確保（努力義務）

###### ＜対象となる事業主＞

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

###### ＜対象となる措置＞

- ①70歳までの定年引上げ
  - ②定年制の廃止
  - ③70歳までの継続雇用制度の導入
  - ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
  - ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
    - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
    - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業
- ⇒改正前の「65歳までの雇用機会の確保」に加えて、①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける

（出所）高年齢者雇用安定法の改正～70 歳までの就業機会確保～（厚生労働省）をもとに作成

A さん：DC 一時金を含む退職金受取時の課税措置は一見複雑に思えますが、過去の法改正やその経緯を知っておくことでより理解が深まりますね。これらを踏まえたうえで、お客様にもご案内します。

（信託年金営業部 申請契約グループ 須山 ほのか）

企業年金ノート 2025(令和 7)年 7 月号 No.687

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>